毎週　火曜日・金曜日（祝祭日に当たるときは翌日発行）　発行人　大　分　県　編集　元屋印刷株式会社　（定価　一箇年　三万八千八百八十円）

大分県報

令和七年
号外（二）
三月三十一日
（月曜日）

目次

規則
大分県県有財産規則の一部改正……一
大分県職員宿舎規則の一部改正……九
私立学校法施行細則の一部改正……一一
医療法施行細則の一部改正……一六
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正……一六
大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例施行規則の一部改正……一七
大分県県立学校の授業料等徴収規則の一部改正……二一

○規則

大分県県有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

大分県知事　佐　藤　樹　一　郎

大分県規則第三十一号

大分県県有財産規則の一部を改正する規則

大分県県有財産規則（昭和三十九年大分県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「第三条第一項及び」を「第三条第一項に定める各課（所及び室を含む。）、同条第二項に定める県有財産経営室及び同規則」に改め、「（所及び室を含む。）」を削る。

第四号様式を次のように改める。

第４号様式（その１）（第10条関係）

土地明細情報

口座名	口座番号	所属名	使用許可・貸付	未利用
所在	分類			

明細番号	所在地	地番	積日（地目）	用途	公簿面積（㎡）	実測面積（㎡）	価格（千円）	取得年月日 登記年月日	建物

履歴台帳　土地明細台帳

口座名	口座番号	所属名	使用許可・貸付	未利用
所在	分類			

明細番号	履歴番号	変動年月日	変動理由	増減公簿面積（㎡） 増減実測面積（㎡）	増減価格（千円）	沿革

第４号様式（その2）（第19条関係）

建物明細台帳

口座名		口座番号		所属名		
所　在		分　類		使用許可・貸付		未利用

明細番号	所在地	種目	用途	構造			耐用年数	建面積（㎡）	価格（千円）	建築年月日	火災共済加入状況	従物
				造	階	屋根	残存率	延面積（㎡）		登記年月日 取得年月日		

履歴台帳　建物明細台帳

口座名		口座番号		所属名		
所　在		分　類		使用許可・貸付		未利用

明細番号	履歴番号	変動年月日	変動理由	増減建面積（㎡） 増減延面積（㎡）	増減価格（千円）	沿　革

第４号様式（その3）（第19条関係）

工作物明細台帳

口座名		口座番号		所属名	

明細番号	所在地	種　目	名　称	構造・形式等	耐用年数 残存率	数量	数量単位	価格（千円）	新設年月日 取得年月日	備考

履歴台帳　工作物明細台帳

口座名		口座番号		所属名		
所　在		分　類		使用許可・貸付		未利用

明細番号	履歴番号	変動年月日	変動理由	増減数量	増減価格（千円）	沿　革

第４号様式（その4）（第19条関係）

立木竹明細台帳

口座名		口座番号		所属名		
所　在						

明細番号	所　在　地	樹　種	分収面積（㎡） 植栽面積（㎡）	数量（㎡） 価格（千円）	数量（本） 価格（千円）	所有分収の別

履歴台帳　立木竹明細台帳

口座名		口座番号		所属名		
所　在		分　類		使用許可・貸付		未利用

明細番号	履歴番号	変動年月日	変動理由	増減数量（材積） 増減数量（本数）	増減価格（材積）（千円） 増減価格（本数）（千円）	沿　革

第４号様式（その5）（第19条関係）

船舶明細情報

口座名		口座番号		所属名	

明細番号							
名称				所在地		付属品	備考
用途		船体材料		船体製造者			
		長さ（m）		主機製造者			
船籍港		幅（m）		竣工年月日			
登録年月日		深さ（m）		進水年月日			
登録番号		速力（ノット）		取得年月日			
信号符号		出力（ｐｓ）		最大搭載人員（人）			
航行区域		トン数（ｔ）		現在価格（千円）			
耐用年数（年）		種目		構造			
主機の種類・形式							

履歴台帳　船舶明細台帳

口座名		口座番号		所属名		
所　在		分　類		使用許可・貸付		未利用

明細番号	履歴番号	変動年月日	変動理由	増減数量	増減価格（千円）	沿　革

第４号様式（その6）（第19条関係）

航空機明細台帳

口座名		口座番号		所属名		

明細番号		名称		所在地	
用途		種目		構造	
耐用年数（年）		材質		国籍記号	
登録記号		耐空証明書番号		配置場所	
製造年月日		製造者		製造番号	
形式		機体		翼	
全長（m）		全幅（m）		全高（m）	
巡航速度（km／h）		全備重量（t）		乗員数（人）	
発動機製造年月日		発動機製造者		発動機形式	
発動機出力（ps）		現在価格（千円）			
主要設備及び属具					
備考					

履歴台帳　航空機明細台帳

口座名		口座番号		所属名		
所　在		分　類		使用許可・貸付		未利用

明細番号	履歴番号	変動年月日	変動理由	増減数量	増減価格（千円）	沿　革

第４号様式（その7）（第19条関係）

浮標／浮桟橋明細台帳

口座名		口座番号		所属名		

明細番号	所　在　地	種　類	構造・形式等	耐用年数（年）	残存率（%）	数量（個）	価格（千円）	新設年月日	取得年月日

履歴台帳　浮標／浮桟橋明細台帳

口座名		口座番号		所属名		
所　在		分　類		使用許可・貸付		未利用

明細番号	履歴番号	変動年月日	変動理由	増減数量	増減価格（千円）	沿　革

第４号様式（その8）（第19条関係）

物権明細台帳

口座名		口座番号		所属名		

明細番号	種目	田畑等区分	所　在	用　途	土地所有者の住所・氏名	存続期間	数量	価格（千円）	登記（録）年月日 取得年月日

履歴台帳　物権明細台帳

口座名		口座番号		所属名		
所　在		分　類		使用許可・貸付		未利用

明細番号	履歴番号	変動年月日	変動理由	増減数量	増減価格（千円）	沿　革

第４号様式（その9）（第19条関係）

無体財産権明細台帳

口座名		口座番号		所属名		

明細番号	種　目	名　称	登録年月日 登録番号	出願年月日 出願番号	存続期間	取得年月日	価格（千円）	実施権・出版権等

履歴台帳　無体財産権明細台帳

口座名		口座番号		所属名		
所　在		分　類		使用許可・貸付		未利用

明細番号	履歴番号	変動年月日	変動理由	増減価格（千円）		沿　革

第４号様式（その10）（第19条関係）

有価証券・出資による権利明細台帳

口座名		口座番号		所属名		

明細番号	種　目	証券の番号	数　量	価格（千円）	取得年月日	備　考

履歴台帳　有価証券・出資による権利明細台帳

口座名		口座番号		所属名		
所　在		分　類		使用許可・貸付		未利用

明細番号	履歴番号	変動年月日	変動理由	増減数量	増減価格（千円）	沿　革

第４号様式（その11）（第19条関係）

不動産信託の受益権明細台帳

口座名		口座番号		所属名		

明細番号	種目					
	信託財産の所在地					
	信託の目的					
	信託者					
	収益計算の時期					
	信託期間					
	土地公簿面積（㎡）		土地実測面積（㎡）		土地価格（千円）	
	土地定着物					
	建物構造		建物延面積（㎡）		建物価格（千円）	
	建築年月日		増改築年月日		登記年月日	
	信託財産の所在地					
	信託の目的					
	信託者					
	収益計算の時期					
	信託期間					
	土地公簿面積（㎡）		土地実測面積（㎡）		土地価格（千円）	
	土地定着物					
	建物構造		建物延面積（㎡）		建物価格（千円）	
	建築年月日		増改築年月日		登記年月日	

履歴台帳　不動産信託の受益権明細台帳

口座名		口座番号		所属名		
所　在		分　類		使用許可・貸付		未利用

明細番号	履歴番号	変動年月日	変動理由	土地　増減公簿面積 建物　増減延面積	土地　増減価格（千円） 建物　増減価格（千円）	沿　革

第４号様式（その12）（第19条関係）

ソフトウェア明細台帳

口座名		口座番号		所属名		

明細番号	システムの名称	概　要	種　目	形態	開発業者	取得年月日	価格（千円）

履歴台帳　ソフトウェア明細台帳

口座名		口座番号		所属名		
所　在		分　類		使用許可・貸付		未利用

明細番号	履歴番号	変動年月日	変動理由	増減価格（千円）		沿　革

第九号様式を次のように改める。

第９号様式（第31条関係）

県　有　財　産　貸　付　台　帳

主管課名		所属名	

口座名（口座番号） 種類	使用許可（貸付）部分	許可受者（借受者）	住所 氏名	連帯保証人	住所 氏名	使用目的	使用許可（貸付）	年月日 期間	使用（貸付）面積、数量 使用（貸付）料	減免根拠 庁舎管理費	調定年月日 収入年月日	年度 許可（貸付）書番号	備考

履歴台帳　　県　有　財　産　貸　付　台　帳

口座名		口座番号	
主管課名		所属名	

許可（貸付）書番号	履歴番号	使用許可（貸付）部分	許可受者（借受者）	住所 氏名	連帯保証人	住所 氏名	使用目的	使用許可（貸付）	年月日 期間	使用（貸付）面積、数量 使用（貸付）料	減免根拠 庁舎管理費	調定年月日 収入年月日	備考

第十二号様式を次のように改める。

第12号様式(第 34 条関係)

年　月　日

大分県知事　　殿

申 請 人　住　所
氏　名（代表者）
電　話　番　号
メールアドレス

行政財産使用許可申請書

下記のとおり行政財産を使用したく、関係資料を添付して申請します。

記

1　使用しようとする財産
⑴ 所 在（名称）
⑵ 区 分
⑶ 数 量

2　使用しようとする理由

3　利用計画（事業計画）

4　使用しようとする期間

5　その他参考となるべき事項

（裏面）

申請人　住　　所
（ふりがな）
氏　　名
生年月日　　年　　月　　日（男・女）
（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

誓　約

申請人は、下記の事項について誓約します。
なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。
また、照会で確認された情報は、今後、申請人が大分県と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

記

申請人　□
1　自己又は自己の役員等は、次のいずれにも該当しません。
(1)　暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
(2)　暴力団員(同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
(3)　暴力団員が役員となつている事業者
(4)　暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
(5)　暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
(6)　暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
(7)　暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
(8)　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

申請人　□
2　1 の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

※　県では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請人等に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

第十三号様式の二を次のように改める。

第13号様式の2（第36条関係）

行政財産目的外使用許可台帳

主管課名　　所属名

口座名（口座番号） 備考	使用許可（貸付）部分	許可受者（借受者）	住所 氏名	連帯保証人	住所 氏名	使用目的	使用許可（貸付）	年月日 期間	使用（貸付）面積 数量 使用（貸付）料	減免措置 庁舎管理費	調定年月日 収入年月日	年度 許可（貸付）書番号	備考

履歴台帳　行政財産目的外使用許可台帳

口座名 主管課名	口座番号 所属名

許可（貸付）書番号	履歴番号	使用許可（貸付）部分	許可受者（借受者）	住所 氏名	連帯保証人	住所 氏名	使用目的	使用許可（貸付）	年月日 期間	使用（貸付）面積 数量 使用（貸付）料	減免措置 庁舎管理費	調定年月日 収入年月日	備考

令和七年三月三十一日

附　則

（施行期日）

1　この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　改正前の大分県県有財産規則第十二号様式の規定による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

大分県職員宿舎規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

大分県知事　佐　藤　樹　一　郎

大分県規則第三十二号

大分県職員宿舎規則の一部を改正する規則

大分県職員宿舎規則（昭和三十九年大分県規則第八十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「第三条第一項及び」を「第三条第一項に定める各課（所及び室を含む。）、同条第二項に定める県有財産経営室及び同規則」に改め、「（所及び室を含む。）」を削る。

第一号様式中「㊞」を削る。

第三号様式中「第３号様式」を「第３号様式（第９条関係）」に改め、「㊞」を削る。

第三号様式の二中「㊞」を削る。

第四号様式中「第４号様式」を「第４号様式（第11条関係）」に改め、「㊞」を削る。

第五号様式中「第５号様式」を「第５号様式（第15条関係）」に改め、「㊞」を削る。

第六号様式を次のように改める。

第６号様式（第16条関係）

職員宿舎台帳

口座名		口座番号		所属	
所在地					

宿舎情報

宿舎番号	
所在地	

使用者

所　属	職	氏　名	入居年月日	退舎年月日

貸付料の額

年月日	月額（円）	

建物

構　造		建築年月日		台帳価格（千円）	
建面積（㎡）		延面積（㎡）			

間取等

部屋数（室）	畳（枚）	

修繕

修繕年月日	修繕箇所	修繕内容	金　額(円)	工事施工者	摘　要

附　則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

私立学校法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

大分県知事　佐　藤　樹　一　郎

大分県規則第三十三号

私立学校法施行細則の一部を改正する規則

私立学校法施行細則（昭和四十九年大分県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第九条第一項」を「第八条第一項」に改める。

第四条中「第二十六条第二項」を「第十九条第二項」に改める。

第五条中「第三十条第一項」を「第二十三条第一項」に、「よる」を「より」に、「の申請」を「を受けようとするとき」に、「第二条第五項第一号」を「第三条第五項第一号」に、「しなければ」を「申請しなければ」に改める。

第六条中「第三十二条第一項」を「第二十五条第一項」に改める。

第七条前段中「第四十五条第一項」を「第百八条第三項」に、「よる」を「より」に、「の申請」を「を受けようとするとき」に、「第四条第一項各号」を「第四十四条第一項各号」に、「しなければ」を「申請しなければ」に改め、同条後段中「第四条第一項第三号」を「第四十四条第一項第三号」に改め、同条第三号中「第四条第六項」を「第四十四条第六項」に改める。

第八条の見出し中「認可等」を「認可」に改め、同条中「第五十条第二項の規定による」を「第百九条第三項の」に、「又は認定の申請」を「を受けようとするとき」に、「学校法人解散認可（認定）申請書」を「学校法人解散認可申請書」に、「第五条第一項第一号」を「第四十七条第一項第一号」に改める。

第九条中「第五十条第四項」を「第百九条第五項」に改める。

第十条を削り、第十一条中「第五十条の七」を「第百十五条」に、「第十号様式」を「第九号様式」に改め、同条を第十条とする。

第十二条中「第五十条の十四」を「第百二十二条」に、「第十一号様式」を「第十号様式」に改め、同条を第十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

（合併の認可の申請）

第十二条　法第百二十六条第三項の学校法人の合併についての認可を受けようとするときは、学校法人合併認可申請書（第十一号様式）に、省令第四十八条第一項第一号から第八号までに掲げる書類のほか、合併前の各学校法人の沿革その他の参考となる書類を添えて申請しなければならない。

第十三条中「第六十四条第五項」を「第百五十二条第六項」に改める。

第十四条中「第六十四条第六項」を「第百五十二条第七項」に、「よる」を「より」に、「の申請」を「を受けようとするとき」に、「第九条第一項各号」を「第五十七条第一項各号」に、「しなければ」を「申請しなければ」に改める。

第十五条中「第二条第一項」を「第六条第一項」に改める。

第十六条中「第二条第二項」を「第六条第二項」に改め、同条第一号中「第二十二号様式」を「第二十一号様式」に改め、同条第二号中「第二十三号様式」を「第二十二号様式」に改め、同条第三号を削る。

第一号様式を次のように改める。

第１号様式（第５条関係）

学校法人　　寄附行為認可申請書

年　　月　　日

大分県知事　　殿

住　　所

設立代表者氏名

学校法人　　の寄附行為の認可を受けたいので、私立学校法（以下「法」という。）第23条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

添付書類

1　寄附行為

2　設立趣意書

3　設立決議録

4　設立代表者の履歴書

5　理事に関する次に掲げる書類

(1)　理事の就任承諾書及び履歴書

(2)　理事が法第31条第1項各号に該当しない者であることを証する書類

(3)　理事が監事又は評議員を兼ねる者でないことを証する書類

(4)　理事のうちに、法第31条第4項第1号に掲げる者が含まれていることを証する書類

(5)　理事のうちに、他の二人以上の理事、一人以上の監事又は二人以上の評議員と特別利害関係（法第31条第6項に規定する特別利害関係をいう。以下同じ。）を有する者が含まれていないことを証する書類

(6)　他の理事のいずれかと特別利害関係を有する理事の数が、理事の総数の三分の一を超えていないことを証する書類

6　監事に関する次に掲げる書類

(1)　監事の就任承諾書及び履歴書

(2)　監事が法第46条第1項各号に該当しない者であることを証する書類

(3)　監事が評議員若しくは職員又は子法人役員（監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者を除く。）若しくは子法人に使用される者を兼ねる者でないことを証する書類

(4)　監事のうちに、他の監事又は二人以上の評議員と特別利害関係を有する者が含まれていないことを証する書類

7　評議員に関する次に掲げる書類

(1)　評議員の就任承諾書及び履歴書

(2)　評議員が法第31条第1項各号に該当しない者であることを証する書類

(3)　評議員のうちに、法第62条第3項各号に掲げる者（同項第2号に掲げる者にあっては、当該者がある場合に限る。）が含まれていることを証する書類

(4)　評議員のうちに、他の二人以上の評議員と特別利害関係を有する者が含まれていないことを証する書類

(5)　法第62条第3項第1号に掲げる者である評議員の数が評議員の総数の三分の一を超えていないことを証する書類

(6)　役員又は他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する者並びに子法人役員及び子法人に使用される者である評議員の数の合計が評議員の総数の六分の一を超えていないことを証する書類

8　会計監査人に関する次に掲げる書類

(1)　会計監査人の就任承諾書

(2)　会計監査人が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書

(3)　会計監査人が法人でないときは、その者が公認会計士（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。）であることを証する書類

(4)　会計監査人が法第81条第3項各号に該当しない者であることを証する書類

9　財産目録その他の最近における財産の状況を知ることができる書類

10　寄附申込書

11　不動産（当該申請に係る学校その他の事業に係るものをいう。以下同じ。）の権利の所属についての登記所の証明書類等

12　不動産その他の主なる財産については、その評価をする十分な資格を有する者の作成した価格評価書

13　校地校舎等の整備の内容を明らかにする図面

14　設立後2年の事業計画及びこれに伴う収支予算書

15　学校設置のための施設費及び設備費の財源調書

16　法人全体の負債償還計画書

17　学生生徒等納付金調書

18　当該学校法人の設置する私立学校の学則

19　その他参考となる書類

第五号様式中「第32条第１項」を「第25条第１項」に改める。

第六号様式中「第45条第１項」を「第108条第３項」に、「財産目録その他の最近における財産の状況を知ることができる書類」を「寄附申込書」に、「財産目録」を「財産の一覧」に改める。

第七号様式中「学校法人解散認可（認定）申請書」を「学校法人解散認可申請書」に、「認可（認定）を」を「認可を」に、「第50条第２項」を「第109条第３項」に改める。

第八号様式中「第50条第４項」を「第109条第５項」に改める。

第九号様式を削る。

第十号様式中「第11条」を「第10条」に、「第50条の７」を「第115条」に改め、同様式を第九号様式とする。

第十一号様式中「第12条」を「第11条」に、「第50条の14」を「第122条」に改め、同様式を第十号様式とし、同様式の次に次の一様式を加える。

第11号様式（第12条関係）

学校法人合併認可申請書

年　　月　　日

大分県知事　　殿

学校法人住所
学校法人名
理事長氏名
学校法人住所
学校法人名
理事長氏名

学校法人　　と学校法人　　との合併の認可を受けたいので、私立学校法（以下「法」という。）第126条第3項の規定により、関係書類を添えて申請します。

添付書類

1　理由書
2　理事会及び評議員会の合併に関する決議録
3　法第129条の場合においては、申請者が同条の規定により選任された者であることを証する書類
4　合併契約書
5　合併後存続する学校法人又は合併によって設立する学校法人に関する次の書類
(1)　寄附行為
(2)　理事の就任承諾書（合併後存続する学校法人については、引き続き役員となる者に係るものを除く。）及び履歴書
(3)　理事が法第31条第1項各号に該当しない者であることを証する書類
(4)　理事が監事又は評議員を兼ねる者でないことを証する書類
(5)　理事のうちに、法第31条第4項第1号に掲げる者が含まれていることを証する書類
(6)　理事のうちに、他の二人以上の理事、一人以上の監事又は二人以上の評議員と特別利害関係（法第31条第6項に規定する特別利害関係をいう。以下同じ。）を有する者が含まれていないことを証する書類
(7)　他の理事のいずれかと特別利害関係を有する理事の数が、理事の総数の三分の一を超えていないことを証する書類
(8)　監事の就任承諾書（合併後存続する学校法人については、引き続き役員となる者に係るものを除く。）及び履歴書
(9)　監事が法第46条第1項各号に該当しない者であることを証する書類
(10)　監事が評議員若しくは職員又は子法人役員（監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者を除く。）若しくは子法人に使用される者を兼ねる者ではないことを証する書類
(11)　監事のうちに、他の監事又は二人以上の評議員と特別利害関係を有する者が含まれていないことを証する書類
(12)　評議員の就任承諾書（合併後存続する学校法人については、引き続き役員となる者に係るものを除く。）及び履歴書
(13)　評議員が法第31条第1項各号に該当しない者であることを証する書類
(14)　評議員のうちに、法第62条第3項各号に掲げる者（同項第2号に掲げる者にあっては、当該者がある場合に限る。）が含まれていることを証する書類
(15)　評議員のうちに、他の二人以上の評議員と特別利害関係を有する者が含まれていないことを証する書類
(16)　法第62条第3項第1号に掲げる者である評議員の数が評議員の総数の三分の一を超え

ていないことを証する書類
(17)　役員又は他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する者並びに子法人役員及び子法人に使用される者である評議員の数の合計が評議員の総数の六分の一を超えていないことを証する書類
(18)　会計監査人の就任承諾書（合併後存続する学校法人については、引き続き役員となる者に係るものを除く。）及び履歴書
(19)　会計監査人が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書
(20)　会見監査人が法人でないときは、その者が公認会計士（公認会計士法（昭和23年法第103号）第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。）であることを証する書類
(21)　会計監査人が法第81条第3項各号に該当しない者であることを証する書類
(22)　合併後2年の事業計画及びこれに伴う収支予算書
6　合併前の各学校法人に関する次の書類
(1)　寄附行為
(2)　貸借対照表
(3)　財産の一覧その他の最近における財産の状況を知ることができる書類
(4)　不動産（当該申請に係る学校その他の事業に係るものをいう。以下同じ。）の権利の所属についての登記所の証明書類等
(5)　不動産その他の主なる財産については、その評価をする十分な資格を有する者の作成した価格評価書
(6)　校地校舎等の整備の内容を明らかにする図面
(7)　学校法人の沿革その他の参考となる書類
7　合併後存続する学校法人又は合併によって設立する学校法人の設置する私立学校の学則

第十二号様式を次のように改める。

第12号様式（第14条関係）

学校法人組織変更認可申請書

年　　月　　日

大分県知事　　殿

学校法人住所
学 校 法 人 名
理 事 長 氏 名

私立学校法（以下「法」という。）第152条第7項の規定により、学校法人から準学校法人（準学校法人から学校法人）への組織変更の認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

添付書類
1　寄附行為変更の条項（当該条項に係る新旧対照表を含む。）及び事由を記載した書類
2　理由書
3　理事会及び評議員会の組織変更に関する決議録
4　理事に関する次の書類
(1)　理事の就任承諾書及び履歴書
(2)　理事が法第31条第1項各号に該当しない者であることを証する書類
(3)　理事が監事又は評議員を兼ねる者でないことを証する書類
(4)　理事のうちに、法第31条第4項第1号に掲げる者が含まれていることを証する書類
(5)　理事のうちに、他の二人以上の理事、一人以上の監事又は二人以上の評議員と特別利害関係（法第31条第6項に規定する特別利害関係をいう。以下同じ。）を有する者が含まれていないことを証する書類
(6)　他の理事のいずれかと特別利害関係を有する理事の数が、理事の総数の三分の一を超えていないことを証する書類
5　監事に関する次の書類
(1)　監事の就任承諾書及び履歴書
(2)　監事が法第46条第1項各号に該当しない者であることを証する書類
(3)　監事が評議員若しくは職員又は子法人（監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者を除く。）若しくは子法人に使用される者を兼ねる者でないことを証する書類
(4)　監事のうちに、他の監事又は二人以上の評議員と特別利害関係を有する者が含まれていないことを証する書類
6　評議員に関する次の書類
(1)　評議員の就任承諾書及び履歴書
(2)　評議員が法第31条第1項各号に該当しない者であることを証する書類
(3)　評議員のうちに、法第62条第3項各号に掲げる者（同項第2号に掲げる者にあっては、当該者がある場合に限る。）が含まれていることを証する書類
(4)　評議員のうちに、他の二人以上の評議員と特別利害関係を有する者が含まれていないことを証する書類
(5)　法第62条第3項第1号掲げる者である評議員の数が評議員の総数の三分の一を超えていないことを証する書類
(6)　役員又は他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する者並びに子法人役員及び子法人に使用される者である評議員の数の合計が評議員の総数の六分の一を超えていないことを証する書類
7　会計監査人に関する次の書類
(1)　会計監査人の就任承諾書
(2)　会計監査人が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書
(3)　会計監査人が法人でないときは、その者が公認会計士（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。）であることを証する書類
(4)　会計監査人が法第81条第3項各号に該当しない者であることを証する書類
8　寄附申込書
9　不動産（当該申請に係る学校その他の事業に係るものをいう。以下同じ。）の権利の所属についての登記所の証明書類等
10　不動産その他の主なる財産については、その評価をする十分な資格を有する者の作成した価格評価書
11　校地校舎等の整備の内容を明らかにする図面
12　組織変更後2年の事業計画及びこれに伴う収支予算書
13　開設年度の前々年度の財産目録その他の最近における財産の状況を知ることができる書類、貸借対照表及び収支決算書並びに開設年度の前年度の予算書
14　法人全体の負債償還計画書
15　新旧寄附行為
16　組織変更後の学校法人又は準学校法人の設置する私立学校の学則
17　学校法人の沿革その他参考となる書類

第十三号様式から第二十号様式までの規定中「第２条第１項」を「第６条第１項」に改める。

第二十一号様式を削る。

第二十二号様式中「第２条第２項」を「第６条第２項」に改め、同様式を第二十一号様式とする。

第二十三号様式中「第２条第２項」を「第６条第２項」に改め、同様式を第二十二号様式とする。

第二十四号様式を削る。

附　則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日　　大分県知事　佐　藤　樹　一　郎

大分県規則第三十四号

医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則（平成八年大分県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「氏名（法人にあっては、代表者氏名）を記載し、押印することに代えて、自署することができる。」を「法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職氏名」に改める。

第二号様式中

「氏　名
電話番号（　　）　－　」を「氏　名
法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職氏名
電話番号（　　）　－　」に改め、注を削る。

第三号様式中「㊞」を削り、「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同様式の注意事項中1を削り、2を1とし、3から5までを2から4までとする。

第四号様式から第六号様式までの規定中「㊞」及び注を削る。

第七号様式中「㊞」を削り、同様式の注意事項中1を削り、2を1とし、3から6までを2から5までとする。

第八号様式の注意事項中1を削り、2を1とし、3を2とする。

第九号様式の注意事項中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を3とする。

第十五号様式の添付書類中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を3とする。

第二十号様式中「㊞」及び注を削る。

第二十一号様式中「㊞」を削り、「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、注を削る。

第三十四号様式中「㊞」を削る。

第三十五号様式中「㊞」及び注1を削り、注2を注とする。

第三十六号様式中「㊞」を削り、「栄養士」を「又は管理栄養士
栄養士」に改め、注を削る。

第三十七号様式から第四十五号様式まで、第四十七号様式、第四十九号様式及び第五十三号様式から第五十五号様式までの規定中「㊞」及び注を削る。

第五十九号様式及び第六十三号様式の注を削る。

第六十五号様式中注2を削り、注1を注とする。

第六十六号様式の注を削る。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の医療法施行細則の規定に基づいて提出されている書類は、この規則による改正後の医療法施行細則の規定に基づいて提出された書類とみなす。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日　　大分県知事　佐　藤　樹　一　郎

大分県規則第三十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成十八年大分県規則第八十六号）の一部を次のように改正する。

第一号様式の付表七（その一）及び付表七（その三）中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則に定める様式による用紙に関する経過措置）

2　改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則第一号様式の規定による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

大分県知事　佐　藤　樹　一　郎

大分県規則第三十六号

大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例施行規則（平成十八年大分県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大分県土砂等の堆積行為の規制に関する条例施行規則

本則中「一時的たい積事業」を「一時的堆積事業」に、「最大たい積時」を「最大堆積時」に改める。

第一条中「大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例」を「大分県土砂等の堆積行為の規制に関する条例」に改める。

第二条中「掲げる施設」の下に「又は土地の区域内」を加え、第三号を第六号とし、第二号の次に次の三号を加える。

三　土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項に規定する要措置区域又は同法第十一条第二項に規定する形質変更時要届出区域

四　土壌汚染対策法第十七条第一項の規定による汚染土壌の運搬に際し当該汚染土壌を一時的に保管する施設

五　土壌汚染対策法第二十二条第一項の許可を受けた汚染土壌処理施設

第三条の見出しを「（土砂基準）」に改め、同条第一項中「の安全基準」を「に規定する土砂基準」に改め、同条第二項中「安全基準」を「土砂基準」に改める。

第四条第一項中「の水質基準」を「に規定する水質基準」に改め、同条第二項中「たい積行為」を「堆積行為」に改める。

第七条中「第十一号」を「第九号」に改める。

第八条第二項中「第十条第一項第十二号」を「第十条第一項第十号」に改め、同条第三項第四号中「特定事業場」を「特定事業区域及び特定事業の用に供する施設」に改め、同項第五号中「特定事業場」を「特定事業区域」に改め、同項第七号中「特定事業場の区域」を「特定事業区域」に、「当該特定事業場の構造がたい積行為」を「堆積行為」に、「ものである」を「措置が講じられている」に改め、同項中第九号から第十二号までを削り、第十三号を第九号とする。

第九条第二号中「たい積行為」を「堆積行為」に改める。

第十条及び第十一条を次のように改める。

第十条及び第十一条　削除

第十二条第一項第三号中「減少させる」を「増大しない」に、「の変更を伴わない」を「を増大しない」に改め、同条第五項中「特定事業場」を「特定事業区域」に改める。

第十四条第三項中「安全基準適合証明書」を「土砂基準適合証明書」に、「安全基準に」を「土砂基準に」に改める。

第十五条第二項第三号中「特定事業場」を「特定事業区域」に改め、同条第五項を削る。

第十六条第一項中「たい積行為」を「堆積行為」に改める。

第十七条第三項中「特定事業区域」の下に「（土砂等を堆積していない区域を除く。）」を加える。

第十八条第一項の表中「たい積行為」を「堆積行為」に改める。

第十九条第一項中「たい積行為」を「堆積行為」に改め、同条第二項第三号中「特定事業場」を「特定事業区域」に改め、同項第八号中「特定事業場及び」を削る。

第二十条中「第十九条第二項」を「第十九条第一項」に改める。

第二十四条中「）」の下に「又は環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和三年環境省令第二号）別記様式」を加える。

第二十六条第一項中「特定事業場」を「特定事業区域」に改める。

別表第一のカドミウムの項中「K〇一〇二の五五・二、五五・三又は五五・四」を「K〇

一〇二―三　一四・三、一四・四又は一四・五」に改め、同表の全シアンの項中「K〇一〇二の三八に定める方法（規格K〇一〇二の三八・一・一及びK〇一〇二の三八の備考一一に定める方法を除く。）」を「K〇一〇二―二　九・三・二若しくは九・三・三の蒸留操作を行い、九・四、九・五、九・六若しくは九・七の分析を行う方法」に改め、「付表一」の下に「（蒸留操作は装置にて行う。）」を加え、同表の有機燐（りん）の項の測定方法の欄を次のように改める。

規格K〇一〇二―四　七・二・一及び七・二・三に定める方法又はパラチオン、メチルパラチオン若しくはEPNにあっては規格K〇一〇二―四　七・二・一、七・二・二・二及び七・二・五若しくは七・二・一及び七・二・六に定める方法（ただし、七・二・六に定める方法により測定する場合において、七・二・二のクリーンアップを行うときは、七・二・二に定める操作とする。）

別表第一の鉛の項中「K〇一〇二の五四」を「K〇一〇二―三　一三・二、一三・三、一三・四又は一三・五」に改め、同表の六価クロムの項中「K〇一〇二の六五・二」を「K〇一〇二―三　二四・三（二四・三・七を除く。）」に、「規格K〇一〇二の六五・二・六」を「二四・三・二」に、「K〇一七〇―七の七のa）又はb）」を「K〇一七〇―七　七のa）又はb）」に改め、同表の砒（ひ）素の項中「K〇一〇二の六一」を「K〇一〇二―三　二〇・二、二〇・三、二〇・四又は二〇・五」に改め、同表のアルキル水銀の項中「排水基準告示付表三」を「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和四十九年環境庁告示第六十四号。以下「排水基準告示」という。）付表一」に改め、同表のジクロロメタンの項から一・三―ジクロロプロペンの項までの規定及び同表のベンゼンの項中「K〇一二五の五・一」を「K〇一二五　五・一」に改め、同表のセレンの項中「K〇一〇二の六七・二、六七・三又は六七・四」を「K〇一〇二―三　二六・二、二六・三又は二六・四」に改め、同表のふっ素の項中「K〇一〇二の三四・一（規格K〇一〇二の三四の備考一を除く。）若しくは三四・四」を「K〇一〇二―二　五・二及び五・三、五・二及び五・四」に、「K〇一七〇―六の六図二注記」を「K〇一七〇―六　六図二注記」に、「に定める方法又は規格K〇一〇二の三四・一・一c）（注(2)第三文及び規格K〇一〇二の三四の備考一を除く。）に定める方法（」を「又は五・二（蒸留操作を行う場合にあっては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH試験紙によって液性を判別する。」に、「環境基準告示付表七に掲げる」を「五・五に定める」に改め、同表のほう素の項中「K〇一〇二の四七・一、四七・三又は四七・四」を「K〇一〇二―三　五・二、五・五又は五・六」に改め、同表の備考4中「K〇一二五の五・一」を「K〇一二五　五・一」に改める。

別表第二のカドミウムの項中「K〇一〇二の五五・二、五五・三又は五五・四」を「K〇一〇二―三　一四・三、一四・四又は一四・五」に改め、同表の全シアンの項中「K〇一〇二の三八・一・二（規格K〇一〇二の三八の備考一一を除く。以下同じ。）及び三八・二に定める方法、規格K〇一〇二の三八・一・二及び三八・三に定める方法、規格K〇一〇二の三八・一・二及び三八・五に定める」を「K〇一〇二―二　九・三・二若しくは九・三・三の蒸留操作を行い、九・四、九・五若しくは九・六（ただし、蒸留操作は装置にて行わない。）の分析を行う」に改め、「付表一」の下に「（蒸留操作は装置にて行う。）」を加え、同表の有機燐（りん）の項の測定方法の欄を次のように改める。

規格K〇一〇二―四　七・二・一及び七・二・三に定める方法

別表第二の表の鉛の項中「K〇一〇二の五四」を「K〇一〇二―三　一三・二、一三・三、一三・四又は一三・五」に改め、同表の六価クロムの項中「K〇一〇二の六五・二」を「K〇一〇二―三　二四・三（二四・三・七を除く。）」に、「規格K〇一〇二の六五・二・六」を「二四・三・二」に、「K〇一七〇―七の七のa）又はb）」を「K〇一七〇―七　七のa）又はb）」に改め、同表の砒（ひ）素の項中「K〇一〇二の六一・二、六一・三又は六一・四」を「K〇一〇二―三　二〇・三、二〇・四又は二〇・五」に改め、同表の銅の項中「規格K〇一〇二の五二」を「K〇一〇二―三　一一・三、一一・四、一一・五又は一一・六」に改め、同表のジクロロメタンの項から一・三―ジクロロプロペンの項までの規定及び同表のベンゼンの項中「K〇一二五の五・一」を「K〇一二五　五・一」に改め、同表のセレンの項中「K〇一〇二の六七・二、六七・三又は六七・四」を「K〇一〇二―三　二六・二、二六・三又は二六・四」に改め、同表のふっ素の項中「K〇一〇二の三四・一（規格K〇一〇二の三四の備考一を除く。）若しくは三四・四」を「K〇一〇二―二　五・二及び五・三、五・二及び五・四」に、「K〇一七〇―六の六図二注記」を「K〇一七〇―六　六図二注記」に、「に定める方法又は規格K〇一〇二の三四・一・一c）（注(2)第三文及び規格K〇一〇二の三四の備考一を除く。）に定める方法（」を「又は五・二（蒸留操作を行う場合にあっては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH試験紙によって液性を判別する。」に、「環境基準告示付表七に掲げる」を「五・五に定める」に改め、同表のほう素の項中「規格K〇一〇二の四七・一、四七・三又は四七・四」を「規格K〇一〇二―三　五・二、五・五又は五・六」に改め、同表の備考3中「K〇一二五の五・一」を「K〇一二五　五・一」に改める。

別表第三を削る。

第一号様式を次のように改める。

第1号様式(第8条関係)

(表)

特定事業許可申請書

年　月　日

大分県知事　　殿

申請者　住　所
氏　名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号　(　　)

大分県土砂等の堆積行為の規制に関する条例第9条第1項の規定により、特定事業の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

特定事業区域の所在地	
特定事業区域の面積	㎡
特定事業の目的	
特定事業の用に供する施設の設置に関する計画	
現場事務所の所在地	
現場責任者の氏名	
特定事業区域内の土壌の汚染状態についての検査の結果	
特定事業に使用される土砂等の量	㎥
土砂等の最大堆積時における土砂等の量(一時的堆積事業の場合)	㎥
特定事業の施行期間	年　月　日から　年　月　日まで
特定事業が施行されている間において特定事業区域内の浸透水を採取するための措置	
申請者が未成年者である場合にあっては、法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合にあっては、その商号又は名称及び住所並びにその役員の氏名)	

（裏）

添付書類及び図面

1　申請者の住民票の写し（法人にあっては、登記事項証明書）

2　申請者が未成年者である場合にあっては、法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合にあっては、登記事項証明書）

3　特定事業の施行に関する計画書

4　特定事業区域及び特定事業の用に供する施設の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の図面並びに特定事業区域及びその周辺の状況を示す図面

5　特定事業区域の計画平面図及び計画断面図（一時的堆積事業にあっては、土砂等の最大堆積時における計画平面図及び計画断面図）で、特定事業の施行前の状況を確認することができるもの

6　特定事業区域の土地の登記事項証明書（申請者が当該土地の所有者でない場合にあっては、当該土地の登記事項証明書及び使用権原を証する書類）及び公図の写し

7　特定事業区域内の土壌の汚染状態についての検査の試料とする土砂等を採取した地点を示す図面並びに当該試料ごとに作成した検査試料採取調書（第2号様式）及び当該検査に係る計量証明書又は当該特定事業区域の構造が堆積行為を行う前の土壌と使用される土砂等とを遮断するものであることを示す図面

8　特定事業に使用される土砂等の量の積算を記載した計算書（一時的堆積事業にあっては、土砂等の最大堆積時における土砂等の量の積算を記載した計算書）

9　その他知事が必要と認める書類及び図面

第三号様式中「大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例第12条第１項」を「大分県土砂等の堆積行為の規制に関する条例第12条第１項」に、「大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例施行規則」を「大分県土砂等の堆積行為の規制に関する条例施行規則」に改める。

第四号様式中「大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例」を「大分県土砂等の堆積行為の規制に関する条例」に、「特定事業場」を「特定事業区域」に、「一時的たい積事業」を「一時的堆積事業」に、「最大たい積時」を「最大堆積時」に改める。

第五号様式中「大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例」を「大分県土砂等の堆積行為の規制に関する条例」に、「位置」を「所在地」に改める。

第六号様式中「大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例」を「大分県土砂等の堆積行為の規制に関する条例」に、「位置」を「所在地」に、「安全基準適合証明書」を「土砂基準適合証明書」に改める。

第八号様式（その１）中「特定事業場」を「特定事業区域」に改め、同様式（その二）中「一時的たい積事業」を「一時的堆積事業」に、「特定事業場」を「特定事業区域」に、「最大たい積時」を「最大堆積時」に改める。

第九号様式中「大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例」を「大分県土砂等の堆積行為の規制に関する条例」に改める。

第十号様式中「たい積行為」を「堆積行為」に、「特定事業許可番号」を「許可年月日及び許可番号」に、「特定事業場の所在地」を「特定事業区域の所在地」に、

「

特定事業場の面積	㎡
特定事業区域の面積	㎡

」を

「

特定事業区域の面積	㎡

」に、

「一時的たい積事業」を「一時的堆積事業」に改める。

第十一号様式中「大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例第19条第２項」を「大分県土砂等の堆積行為の規制に関する条例第19条第１項」に、「特定事業に使用された土砂等の崩落等による災害の発生を防止するための措置を示す」を「休止時の」に改める。

第十二号様式及び第十三号様式中「大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例」を「大分県土砂等の堆積行為の規制に関する条例」に改める。

第十四号様式中「大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例」を「大分県土砂等の堆

積行為の規制に関する条例」に、「位置」を「所在地」に改める。

第十五号様式中「大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例」を「大分県土砂等の堆積行為の規制に関する条例」に、「抜すい」を「抜粋」に、「たい積行為」を「堆積行為」に改める。

附　則

この規則は、令和七年五月一日から施行する。ただし、別表第一及び別表第二の改正規定は、同年四月一日から施行する。

大分県県立学校の授業料等徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

大分県知事　佐　藤　樹　一　郎

大分県規則第三十七号

大分県県立学校の授業料等徴収規則の一部を改正する規則

大分県県立学校の授業料等徴収規則（昭和三十四年大分県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号ただし書中「、全日制の課程に係る授業料について」を削る。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の二項を加える。

（納付の時期の特例）

2　令和七年度に限り、知事が特に必要と認める者の授業料及び通信教育受講料の納期限は、第三条第一項から第三項までの規定にかかわらず、知事が別に指定する。

（権限の委任）

3　前項の規定による認定及び指定に関する知事の権限は、教育委員会に委任する。

第一号様式を次のように改める。

第１号様式（第７条関係）

督 促 状

年　月　日

殿

学校長　　印

年度区分	年度
債権の名称	県立学校授業料
納付期限	年　月　日
債権金額	円

上記について、納付期限までに完納されていませんので、指定期限までに納付してください。

指定期限　　年　月　日

＊納付期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、債権金額につき以下の割合で計算した延滞金を別途納付してください。

納付期限の翌日から督促状の指定納期限までの期間	年7.3%
指定期限の翌日から納付の日までの期間	年14.6%

(1)　この処分に不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、大分県知事に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

(2)　上記(1)の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、大分県を被告として（訴訟において大分県を代表する者は大分県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次のいずれかに該当する場合は、審査請求を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

ア　審査請求があつた日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。

イ　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

ウ　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

注意　この督促状の到達前に既に納付済みの場合は、行き違いですのであしからず御了承ください。

備考　地方自治法第231条の3第1項の規定により督促する場合に使用すること。

第三号様式中「㊞」を削り、

「大分県立　　学校　　全日制課程
定時制課程　　学年　　組」を

「大分県立　　学校　　課程・専攻科　　学年　　組」に改め、同様式の注1中「あたつて」を「当たつて」に改め、同様式の注中2を削り、3を2とし、4を3とする。

附　則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。